

衆議院 厚生委員會議録 第七号

平成十二年四月十四日(金曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 江口 一雄君

理事 安倍 晋三君 理事 衛藤 晟一君

理事 木村 義雄君 理事 田中眞紀子君

理事 金田 誠一君 理事 山本 孝史君

理事 福島 豊君 理事 児玉 健次君

理事 伊吹 文明君 理事 石崎 岳君

遠藤 利明君 大村 秀章君

鴨下 一郎君 鈴木 俊一君

砂田 圭佑君 田中 和徳君

田村 憲久君 戸井田 徹君

根本 匠君 松本 純君

堀之内久男君 山下 徳夫君

宮島 大典君 土肥 隆一君

石毛 鏡子君 古川 元久君

中桐 伸五君 瀬古由起子君

大野由利子君 吉田 幸弘君

岡島 正之君 中川 智子君

武山百合子君

厚生大臣 丹羽 雄哉君

厚生政務次官 大野由利子君

政府参考人 (法務省民事局長) 細川 清君

政府参考人 (厚生大臣官房総務審議官) 宮島 彰君

政府参考人 (労働省職業安定局長) 青木 功君

厚生委員会専門員 杉谷 正秀君

四月十四日

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五〇号)

第一類第七号 厚生委員會議録第七号 平成十二年四月十四日

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

第三八号

○江口委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十八日火曜日午前十時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省民事局長細川清君、厚生大臣官房総務審議官宮島彰君及び労働省職業安定局長青木功君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石毛鏡子さん。

○石毛委員 おはようございます。民主党の石毛鏡子でございます。

私は、本日は、提案されております児童手当法の内容といえますより、その前提とされていると思われまして、少子化という考え方をめぐりまして質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

法律案参考資料のところに記載されておりますこの法律案の提案理由説明によりまして、少子化への対応として、総合的な少子化対策を推進する一環としてこの児童手当法の改正を行うというふうなことが記載されております。

少子化という事象といましようか、そのことに関しましては、これを論じる方のお立場あるいはお考えによりましてさまざまなお立場があるといえるのではないかと。政策を立案する観点から見ますときに、必ずしも少子化ということについておおよそ一致した概念が確定しているというふうにも至っていないのではないかとお思いがいたします。

それで、まず最初にお尋ねしたいのは、一体、少子化ということについてどのように規定されているのでしょうかといましようか、概念づけられているのでしょうか。高齢化につきましては、御承知のように、国連で、人口の七%が六十五歳以上の方で占められたときというような規定がございますけれども、少子化ということにつきましては、国連等において一致したとらえ方、共通の物差しというものができているのでしょうか、どうでしょうか。そのあたりをまずお教えいただきたいと思ひます。

○宮島政府参考人 御質問の少子化の定義といひますか概念についてでございますが、高齢化につきましては、今先生御指摘のように、国連におきまして高齢化率七%を一つの目安にしておりますが、少子化の概念につきましても、国連において特段の定義があるというふうには私も承知して

おりません。

ただ、研究者において一般的にとらえられておりますのは、例えば、我が国の場合、一九七四年に、いわゆる人口置換水準であります二・〇八を下回りました二・〇五になりましたが、この一九七四年以後、人口置換水準を下回りました、出生率が低下して子供の数が減少していく、この現象をとらえて少子化というふうに研究者の間では一般にとらえているというふうには承知しております。

特に、平成元年に、いわゆる一・五七ショックという形で、ひのえうまの年の一九六六年の一・五八を下回りましたところより、少子化への社会的関心が非常に高まりました。

例えば、厚生省の平成二年のこれからの家庭と子育てに関する懇談会報告書の中でも、少子化という言葉を使ひましてこの問題をテーマにしておりますし、平成四年の国民生活白書を見ましても、サブタイトルで「少子化の到来、その影響と対応」という形で、少子化の記述が見られるところであります。

また、そのころより、それまでは比較的高齢化社会という言葉がよく使われていたが、少子高齢化社会というふうになり少子と高齢化を並べたとらえ方が一般的になつてきたように思われます。

○石毛委員 ありがとうございます。

これは、引き続き宮島総務審議官に、今御答弁いただきましたので、私の方も教えていただきたいと思ひますが、例えば平成四年、一九九二年の国民生活白書では少子高齢化という考え方が出てきたというふうには言われなかったけれども、そのときあたりから少子化対策というふうなことも主張され始めていたのでしょうか。ちよつとその点を教えていただければと思ひます。

○宮島政府参考人 平成四年の国民生活白書の記

述を見ますと、いわゆる一・五七ショック以後、出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供の数の低下傾向、すなわち、少子化の動向とその影響が注目されるようになってきた。その背景としては、若者の結婚観の変化、女性の職場進出と家族のあり方の変化、子供の教育の問題、住宅を初め居住環境の立ちおくれなど我々が生活を営む上で直面するさまざまな問題が関係しているというところで、現在政府におきまして総合的な少子化対策を行っておりますけれども、その考え方の基盤がこのあたりから整備されてきているのではないかとこのように思います。

○石毛委員 平成元年、八九年、一・五七ショック、それから九二年に国民生活白書で主要なテーマとして少子高齢化を取り上げているということ、で今御説明いただいたわけですが、この法律案の審議に際しまして調査室から出されました参考資料におきましては、九九年の十二月十七日に少子化対策推進関係閣僚会議が設置されたということ、随分この間、期間があいていて、こういうような思いもいたしますけれども、合計特殊出生率の変化をずっと拝見して、早ければ一九七〇年代の半ばぐらいから、こういう事実と、施策議論がなされるということで、客観的な基盤はあったのだらうというように思いますが、いかがですか。

それはおきまして、今申し上げましたように、九九年十二月十七日に閣僚会議がされている。その閣僚会議、私はきょうはこの配付いただきました参考資料のみしか持ってきておりませんけれども、この四十ページには、「少子化対策推進基本方針の概要」といたしまして、「近年の出生率の低下は、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与える懸念」というような書きぶりがございます。それから、この法案の提案理由説明も、「このような少子化の傾向は、我が国にとって大きな社会問題になりつつあります。『こういう書き方もされております。』

う、この社会経済というのをどういうふうにとらえるかということも、厳密に言えば一つ一つ精査をしていくべきであるかと私は考えるわけですが、けれども、ここで大臣にお尋ねをしたいと思いますけれども、なぜ少子化対策をとる必要があるのか、その御認識について伺いたいと思っております。

○丹羽国務大臣 先ほど来御議論をいただいておりますわけですが、近年の急速な少子化の進展というものは、社会を支える働き手の減少であるとか、さらに市場規模の縮小など我が国の社会経済全体に影響を与える、そののみならず、御案内のような人口構成がピラミッド形から逆ピラミッド形に変わっていく、そういう中において、私どものまさに社会保障そのものにも大変影響が出てくるのではないかと、こういうことが懸念されておるわけでございます。いずれにいたしまして、社会全体で取り組むべき重要な課題である、こう考えているような次第でございます。

なせ出生率の低下か、こういうことでございませう。一つには、結婚をなさらない方が男女とも大変ふえておるわけでございます。その背景には、人生観が一番大きなことだと思います。それから結婚に関する意識の変化、さらに、率直に申し上げて、女性が働いて子供を産み育てるというように、なことに對して、必ずしも職場のそれに対する対応というものが十分であるかどうか、こういったような問題が指摘されておるわけでございます。そのほか、いわゆる核家族化であるとか都市化の進展によりまして、子育てと仕事の両立の負担感というものが大変増大しておるということは紛れもない事実でございます。

結婚や出産はあくまでも個人の自由を選択をゆだねるものでございますが、私としては、女性の方々が子供を産み育てながら、一方で働ける環境を整備していくことによって、二十一世紀の我が国を家庭や子育てに夢を持てる社会にしていこうということが大切なことではないか、こう考えてい

るような次第でございます。

こういうような基本的な考え方に立ちまして、少子化対策推進基本方針あるいは新エンゼルプランなどに沿いまして、保育、雇用、教育、住宅、こういった分野におきまして環境の整備というものをしていかなければならない。

それから、今まさに御審議をいただいておりますこの児童手当というのは、一昨日も申し上げさせていたわけですが、いわば少子化対策の一つのシンボリックな中核的な位置づけとして、総合的な少子化対策というものを実施していきたい、こう考えているような次第でございます。

○石毛委員 今大臣から、社会を支える働き手の縮小等々少子化がもたらす客観的な状態ということ、なぜ少子化が進んでいるのかということ、結婚観あるいは結婚の実情、出産の実情、それから女性が働くことと子育てをすることを両立することが困難な状況、しかしながら、あくまでも出産というのは個人の考え方に基づくという、客観的な状況と主体に関する考え方の尊重といひましようか、両方伺ったと思います。

私のような年代は、自分が生まれてきた時代のようなことを思い描きますと、少子化対策という言葉に必ずしも全面的な肯定感と言った方がいいかもしれません。少子化を防ぐという言い方になると余計そうだと思いますけれども、私よりちょっと上の世代になりますと、産めよやせよという時代を経験して、それが戦力、兵力の提供につながっていた時代もあるというように、何を思い描きますと、少子化対策といふと一体何を指すのかというところ、いろいろ疑問や複雑な思いがわいてくるというのも率直な感想なのでございます。

この少子化対策を立案していく場合に、今、大臣も御存じのとおり、国連の開催いたしております北京会議等々で、産む、産まないの決定、いつ何人産むかというのは女性の自己決定権に属する

事柄であるということは国際的な確認となつていふと思ひますし、日本でも多くの女性たちがこのことについて非常に大きな関心を寄せ、また、そのことに對して同感を示しているということだと私は考えております。

あくまでも、この少子化対策を考える場合に、基本的な視点としておくべきことは、この閣僚会議の中にも規定されておりますように、「結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること」というこの出産に対する自己決定権というのは、確認ということよろしいわけですね。その点、もう一度お尋ねしたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 同じ認識に立つものでございませう。

○石毛委員 ぜひその重要視ということに御留意賜りますようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。先ほどの御答弁で、大臣は、この児童手当制度は少子化対策のシンボルであり、中核の制度として非常に重要であると認識しているというふうな御答弁になりました。

私は、児童手当というのは本当に少子化対策になるのだらうか、そしてまた、少子化対策になるというときの児童手当制度、児童手当がアウトプットしなければならぬ結果というのはどういうことなのだろうか、出生率が上がっていくとかそういうことを意味しているのだらうかというように、なことを思ひつつ、児童手当は諸外国の経験に照らして少子化対策となるのでしょうかうでしょうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○大野(由)政務次官 今委員から、少子化対策という言葉には抵抗がある、産む、産まないというのは自己決定権ではないか、そういう御意見がございました。私も全く同感でございます。

この児童手当も、そういう意味では、次代を担う子供の育成を親任せではなくて社会で支援をしていく必要があるのじゃないか、そういう社会に

していく必要があるのじゃないかというような意味で、私は、少子化対策というのは即子育て支援というような意味合いも大変多いのではないか、このように思っております。

子育て支援という意味と、仕事と育児の両立支援、また保育所の充実とか、さまざまな施策を総合的にしているわけでございまして、厚生省も、子供をもう一人産みたいけれども産めないというような阻害要因というものはしっかり取り除いていく必要があるのじゃないか。もう一人子供を産むことに對する経済的な負担感が非常に強くて、経済的な支援を求める声があるということも、これまた事実でございます。

厚生省といたしましては、今回の児童手当制度の改正とともに、保育サービスの充実などを盛り込んだ新エンゼルプランを策定するなど、幅広い分野にわたって、官民を挙げて総合的な対策に取り組むことにしているところでございます。

○石毛委員 政務次官がおっしゃる趣旨、社会が子育てに協力するという趣旨であれば、私は、少子化対策としての児童手当というよりは、私見でございすけれども、子育て支援法というように法をつくって、その中で現金給付として手当をどうするかというような法体系を考えた方がいいのではないかと感じもいたします。

今政務次官に御答弁いただけなかった部分で、諸外国の経験に照らして、この児童手当、よく政府が示してくださいます資料にも、例えばフランスではどう、スウェーデンではどう、ドイツではどう、というような紹介がございすけれども、諸外国ではこの児童手当というのは少子化対策としてはどのような政策効果を持ったのでしょうか。

それからもう一点、政務次官の御答弁の中にもう一人子供を産むことに経済的支援の声というふうにおっしゃられましたけれども、私は、子育てあるいは少子化に関するアンケートなどを拝見して、養育費、教育費等というふうなアンケートの分類がありまして、養育費なのか教育費なのかよくわからないという思いもして、そ

う調査結果などを拝見しているのですけれども、経済的支援をというふうなデータ、アンケート調査などのデータがあるのかどうかというふうなことがおわかりでしたら、お教えいただきたいと思ひます。

○大野(由政務次官 諸外国はどうかというお尋ねでございます。

児童手当の方法をとっている国、またアメリカのような扶養控除の方法をとっている国、さまざまございすますが、児童手当制度が直ちに出生率を引き上げる効果があるかどうか、それはさまざまに御意見もございまして、海外の調査研究を見ても、効果があるというものとないというもののデータがあつて、一概にお答えしかねるところでございす。

それから、経済的な支援というお尋ねがございましたが、国立社会保障・人口問題研究所の一九九七年の調査によりますと、妻が理想の数の子供を持つとしない理由は、「一般的に子どもを育てるのにお金がかかるから」というのが第一番の理由になっております。「子どもの教育にお金がかかるから」というのが二番目の理由になっております。養育費なのか教育費なのか、その辺はこの調査はそこまで厳密なものではないのじゃないかとは思ひますが、一般的に経済的な負担があることが理想の数の子供を産むのをちゅうちょしている一つの要素になっているのではないかと、このように思っております。

○石毛委員 これからこの法律の審議の後すぐ、たしか今年度中にも、検討会というふうな形でしようか、立ち上げまして、本格的な児童手当のあり方について与党で協議をするというのが、法案提出に至るまでの経過でお話し合ひが与党の中ではなされておるのだらうと思ひます。ぜひ、データ等きちつと示したいだきながら、方向性を提示していただければというふうに要請いたします。

それから、もう一人子供を産むことというふうなアンケートを御紹介くださいましたので、や

はり児童手当というのは結果的ではあれ出生率の向上を求めているということで、この確認はよろしいわけですね。

○大野(由政務次官 求めているというのか、産みたい理想の数の子供があるのに産めない、そういう阻害要因を取り除くということは大事ではないか、このように思っております。

○石毛委員 わかりました。産みたいという希望と実際に出産できる人数、この間をきちつと環境として整えて、産める環境をつくらう、そういう趣旨で理解をさせていただきます。

本日は労働省からも政府参考人としておいでいただいておりますので、少子化の問題というのはどうしても将来の労働力不足というふうな観点でも語られることが多うございすから、労働力需給の将来見通しと、それから、労働省といたしましては、この需給見通しでは不足であるという内容で出てくるんだと思ひますけれども、不足ということに關しましてどのような観点をもちかかっていることを御説明いただきたいと思ひます。お願いいたします。

○青木政府参考人 労働力の長期見通しについてのお尋ねでございます。

昨年八月に閣議決定をいたしました第九次雇用対策基本計画におきましては、二〇一〇年までの労働力の需給見通しを立てております。それによりますと、今後、二〇一〇年までの労働力人口は、二〇〇五年に六千八百五十六万人、これをピークに減少に転じ、二〇一〇年には六千七百三十六万人になるものと見込んでおります。内訳を見ますと、二〇一〇年までに三〇歳未満の労働力人口が約四百万人減少する、同じ時期に五十五歳以上の労働力人口が約三百八十八万人増加していくというふうに見込まれております。

また、労働力需要の方でございすけれども、これは経済成長その他さまざまな制約要因がございす、二〇一〇年の就業者数につきましては約六千四百五十五万人程度になるものというふうに見込んでおります。そういうことで、二〇〇五

年から二〇一〇年にかけてまして、労働力人口、特に対策を講じなければ約百二十万人減少するといふ見込みでございます。

しかし、この間労働力が足らなくなるかどうかということに關しましては、需要の方があつたわけでございますが、一方、供給面におきましても、育児休業に對する支援策であるとかさまざまな女性の働きやすい職場環境をつくっていくこと、あるいは高齢者の方々がフルに力を出していただくような職場環境なり社会環境をつくっていくということ、さらにまた労働力供給がふえるかもしれないわけでございます。また、さらに、仕事の仕方あるいはいわゆる労働生産性の向上といったことを通じて減少がぎりぎりまで抑えられるのではないかと、またそのための政策努力をしなればならないのではないかと、このように考えております。

○石毛委員 わかりました。労働力需給のギャップに對して、現在検討され、推進されている施策とすれば、女性が働きやすい環境をつくっていく、こういう御答弁をいただいたと思ひます。出生率を上げるというふうなことは、所管官庁ではいらつしやらないということも含めまして含意されてないというふうな理解をさせていただきます。ありがとうございます。

法務省からもおいでいただきまして、一点質問をさせていただきたいのですが、嫡出でない子供に對する出生届すとかあるいは遺産相続につきまして、諸外国ではどのような規定になっていまして、諸外国ではどのような規定になっていまして、その点をお教えいただきたいと思ひます。

○細川政府参考人 嫡出である子と嫡出でない子の法律上の区別、取り扱ひの差異についての外国法制についてお尋ねでございます。

私も文獻等で調べた結果によりますと、御指摘のあつた相続の点について申し上げますと、主要な欧米諸国の中では、フランスでは婚姻中の夫または妻がもうけた嫡出でない子の相続分は、嫡出である子と競合する場合には嫡出である子の

二分の一とするという法律上の区別を設けていますが、他の国には、かつてありましたけれども、それが廃止されたということで、他の国にはこのような制度は余り見られないところでございます。

○石毛委員 ありがとうございます。

この点はまた夫婦の選択的別姓の法案などにかかわって大きな議論となつていて、その中にも含まれているテーマでございますし、それから、子どもの権利条約での出生による差別の禁止というようなところでも議論を呼んでいるところでもありますけれども、きょうはそれを議論する場ではございませんので、私は今の御答弁でよろしく、欧米諸国の中では嫡出であるか非嫡出であるかによって子供の例えば相続権ですとかあるいは出生届等々に差異はない国が圧倒的に多いというふうな受けとめさせていただきます。

私がそういう御質問を法務省にさせていただきましたのは、日本の場合に十五歳から十九歳の女性の出生数が諸外国に比べても少ないという事実があります。ただ、参考資料の六十三ページの(5)に、年齢別出生率という統計が掲載されております。確かに、十五歳—十九歳、二十歳—二十四歳という年齢の出生率が、三十代などに比べて高いわけではありませんが、十五歳—十九歳あるいは二十歳—二十四歳の出生率の高さが、一九四七年のデータと一九九八年のデータを比較してみますと、とても減っている、減り方が非常に激しいという事実が実はあります。

これは言うまでもなく、日本は教育水準が高まつてきて、十五歳から、あるいは二十歳代前半で結婚生活に入る人が少なくなつてきているからという事実もありませんけれども、もう一方で、平成八年版、九六年版の厚生白書に掲載されておりますように、日本の場合には法律婚以外で生まれる子供の人数が極めて少ない、低いというふうな実態もございまして、それで、時間がございますので急ぎますけれども、

ども、私は、非嫡出子に対する日本におけるさまざまな差別というようなことを解消していくのも子供を産みやすい環境を育てていくという施策の重要な一環ではないか、このことにつきまして閣僚会議の中に盛り込んでいる事項を見ましても全然記載されておられませんし、あえてこの児童手当の質問の機会をいただきましたの折に申し上げさせていたいただきたいと思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

質問は、年齢階層別出生動向をどのように認識しておられますかという質問をさせていただきましたので、簡単に今申し上げました点を含めまして御答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○丹羽国務大臣 まず諸外国のことにつきまして先ほど先生からお触れになったわけでございます。家族をめぐります国民の考え方や法制度の違いなどを背景にいたしまして、いわゆる婚外出生割合にはさまざまな違いが見られるのも事実でございます。

我が国の場合には、婚外出生割合というのは一%程度でございます。五割前後のスウェーデン、デンマーク、三割を超えますイギリス、フランスなどの諸外国に比べてまして、婚外出生の割合は極めて低いわけでございます。

先生御指摘の問題は、事実婚や非嫡出子などの取り扱いについて、少子化への対応というよりも、婚姻制度であるとかあるいは家族のあり方に關する重要な問題として国民のさまざまな御意見を聞きながら議論していくべき問題でございますが、要するに差別がなされているかという点をお触れになつておられると思いますが、少なくとも厚生省関係の制度におきましては、未婚の母などに対する差別はなく、必要な給付を必要な方に行つていような次第でございます。

政府が行います少子化対策につきましては、結婚や出産は、先ほどから申し上げておりますけれども、あくまでも個人の自由な選択にゆだねられるべきものであるということを基本的な考え方に

持ちながら、子供を産み育てることを希望する若い男女が、夢を持って子育てできる社会をつくるためにさまざまな環境整備を進めていく、こういうことでもあります。

○石毛委員 確かに、児童手当も養育をしているという事実をもつて給付が規定されているわけですから、大臣がおっしゃられた点はそのとおりだと思います。社会規範の問題ですとか、むしろ相続にかかわるという意味では厚生省外のことだと思ひますけれども、私は、広く子供を産み育てる環境を整えるという中で、そういう点もぜひ重要な事柄として施策の検討を進めていくべきだし、そうしたこととあわせて児童手当のあり方の方向性をしっかりと位置づけていくべきだというふうな申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○江口委員長 山本孝史君。

○山本(孝)委員 大臣、政務次官、このたびは森新内閣のもとで厚生大臣並びに政務次官の重責を担われることになりました。御苦労さまでございます。おめでとうございますと言つと、白々しいと言われかねませんので、少しあれでございます。ただ、その点で、二点お伺いをしておきたいのです。

一つは、今世間の耳目が集まつております森内閣の発足に当たつてのところでございますけれども、私は四月二日曜日の夜十一時半からのNHKのニュース速報といましようか記者会見でその事態を知つたわけでございますけれども、大臣はどの時点で小淵さんの病氣、入院等々について御存じになられましたでしょうか。

○丹羽国務大臣 日曜日の夜の十一時ごろテレビで拝見しました。

○山本(孝)委員 夜の十一時、私とほとんど同じ時間帯だと思うのでございますけれども、それはどなたからお聞きになったのでしょうか。

○丹羽国務大臣 ただいま申し上げましたように、テレビで承知いたしました。

○山本(孝)委員 ありがとうございます。やはり閣議が開かれていない。私は新聞でしか存じ上げませんけれども、保利自治大臣は、次の日の朝、新聞をこらんなつた奥様からこんなことになつてゐるわよというふうにお聞きになつて、びつくりしたという記事が載つておりましたけれども、そういう意味では、内閣の危機管理あるいは情報伝達のあり方というのは極めて問題があつたと思ひます。そういう意味で、しっかりとした取り組みをしていただきたいと思ひます。

先般、再任のごあいさつの中で、厚生行政の推進に全力で取り組んでまいりる決意というふうにお述べになつたわけでございますけれども、そのお言葉を受けてお伺いをさせていただきます。健康保険法の改正はどうするのかという点です。

予算措置が切れた七月以降の財政措置をどうするのか、あるいは組合健保—健康保険組合等々の保険料の急激な上昇が見込まれることになるわけですが、そういった点はどのように御説明をされておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 この健康保険法等の改正法案は、これは当然のことながら予算関連法案でございます。法案の主要な柱でございます老人の一部負担の見直しなど、私どもは抜本改革の第一歩を踏み出すものだ、こういう認識に立つておるわけでございます。

そういうことから、これはあくまでも御審議の問題は国会でお決めいただくものでございまして、私どもも、私どももいたしましては、法案の審議を一日でも早くしていただいて、法案を成立させていただきたい、このようにお願いを申し上げる次第でございます。

○山本(孝)委員 大臣のお気持ちは、今の言葉でよくわかります。国会のことですから、与党側の御対応、議運の中での法案審議の順番等々の選択で何を先に選択されるのか、健康保険法よりも社会福祉事業法あるいは廃棄物関連法案の審議を先に与党が今おっしゃつておられますので

……。

実はこの健康保険の財政措置は六月までしかしてございせんから、老人の薬剤一部負担の撤廃に伴う七月以降の、一月二百億円と聞いておりますけれども、法律が通らなかつたとき、七月以降どのような財政措置を講じなければいけないということになるのでしょうか。

○丹羽國務大臣 御指摘のような問題があることは十分認識をいたしております。そういうこともございまして、私も新聞紙上でしか知りませんけれども、巷間いろいろ言われておりますが、一日も早く法案を審議していただいて、可及的速やかに成立をお願い申し上げる次第でございます。

○山本(孝)委員 新聞で御存じというか、だから、私申し上げましたように、厚生行政の推進に全力で取り組んでまいりたいと思つておつしやいまして、大臣は自民党の御出身でいらっしゃるわけですから、もちろん与党との協議というのがあります。国会の審議の順番が決まってくるといういましやうか、国会で法案が取り扱われるということになるのだと思つて。今内閣に入っているから自民党の動きはわからないということではなくて、どうされるのか。

やはり、大変大きな重要な法案です。審議日数もかなり要してくると思つて。解散ということがありますと、廃案ということになって、特別国会、臨時国会と行きますと、かなり対応が先へ延びてくるわけですね。健康保険組合の保険料のアップというものは、秋になつて一%を超えるような保険料率で急に上がってくるということになりますと、来年以降下がるといっても、健康保険組合の皆さんからたくさん陳情が私のところにも来ておりまして、厚生省はどういう対応をしてくるのだというところで大変心配をしておられる。たまさかこの児童手当の機会でありまされども、与党の皆さんに早くやつていただきたいのだあるいは国会でお決めいただくことだからということで、御決意だけをおつしやつておられるの

ではなかなか不安の解消にはつながらないのではないかと思います。

そういう意味で、厚生行政の推進に全力で取り組んでまいりたいと思つておつしやいまして、その決意の中に、この組合健保あるいは全体的な老人医療費の中の取り扱い等々について、大臣、どういふふうなお気持ちでいらっしゃるのかということをお聞きしておきたかつたわけでありまして。重ねてお聞きをしても同じお答えだと思つておりますので、今のは風任せ、世の中任せ、与党任せという感じがいたしますので、それでは不安は解消しないというふうに思つて。我々としては、介護保険が四月一日から始まりまして、この介護保険の現場がどうなつていのかという検証と、診療報酬の改定ということがございまして、それらをあわせた集中審議をぜひこの厚生委員会でやつていただきたいというところで、理事会の中では常に民主党として御要望申し上げております。

委員長、この点について可及的速やかにこの御協議を進めていただくようによろしくお願いいたします。

○江口委員長 理事会協議で決定をします。

○山本(孝)委員 それから、もう一点、理事会の中で早急に結論を出していただきたいのは、クロイツフェルト・ヤコブ病の予備的調査、中川先生、児玉先生、私の三名が提出者の代表になりました。理事会の場に今出しております。与党の側から対案とも言えるようなものが出てきて、これだけ調査を受けてあげるといふようなお話がございまして、それは予備的調査の制度の趣旨に反するものでございまして、我々はそういう考え方にはのつとめておりません。

先ほど金田筆頭の方から、来週水曜日の委員会後この問題について議論するという話でございしたので、ぜひ制度の趣旨を交えない、制度の趣旨をしっかりと生かした形で予備的調査をやつていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思つて。児童手当のことについて御質問させていただきます。

児童手当のことについて御質問させていただきます。

今回拡充ということになつたわけですが、将来どういふ形にこの児童手当をデザインしていくのかという、将来像を見据えた上でこの制度改正が行われるべきだろうというふうに思つて。今回は一年限りであつて、ことしじゅうに控除のあり方あるいは児童手当の姿を考えて、来年以降はしっかりと恒久的な制度にしていくというふうにとりかかるとしていただければいいか。いろいろアンケート調査でもそんな結果が出てくるのですけれども、そういう御主張がある中で、なぜ今回この児童手当の拡充ということを選択されたのか、現物給付の充実よりは現金給付をとられたのかということについて御説明をいただきたいと思います。

○丹羽國務大臣 今回の改正は、総合的な少子化対策の一環として、昨年の暮れの与党におきまして合意を踏まえまして拡充を図ることになつたわけでございます。

政府といたしましては、今回の児童手当法の改正とあわせて、少子化対策推進基本方針であるとか新エンゼルプランなどの策定を行ひまして、雇用、保育、教育、住宅を含めた総合的な少子化対策の推進を図つておるわけでございまして、特に、委員から御指摘の、いわゆる低年齢児の受け入れ枠の拡大なども着々と行つておるわけでございまして、児童手当だけを優先的にやつていくわけではございません。

総合的に、私どもは、ほかの施策と同時にこの問題についても一つの方向性と申しますか、今回対象年齢を三歳未満から就学前まで引き延ばさせていただきます。こういうことでございまして。

○山本(孝)委員 児童手当の将来をどうしていくのかというこの議論をするために、基本的な御質問になつて恐縮なんですけれども、児童手当とは一体何なんだというところをもう一度しっかりと議論をしておく必要があると思つて。そういう意味では、目的、なぜ児童手当を支給するのかということ、児童手当法に書いてあるのでもその目的どおりになるんだと思つて。だけれども、なぜ経済的支援が必要なのか、どのような状況の家庭に対して経済的支援が必要であるか、この点についてはどういふお考えなんですか。

○丹羽國務大臣 児童手当の支給目的でございますが、児童を養育している者に手当を支給するということにより、家庭におきまして生活の安定にいきさかでも寄与する、そして、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資する、これが児童手当法の第一条に明記されておるところでございます。

児童の養育に係ります費用でございますが、家計にとつて大変大きな支出要因の一つとして挙げられておるわけでございまして。子育てしやすい環境づくりという観点から、子育て家庭に対する経済的な支援が必要だ、こう考えているような次第でございます。

その一方で、児童手当制度においては、児童養育費がきほど家計の負担と感じないような、いわゆる所得の多い所得階層につきましては、手当を支給する必要性やその効果が比較的小さいというふうなことから、御案内のような所得制限というものが設けられておるわけでございまして、一定の所得以下の方々に対しては重点化を図つておる、そこにねらいがあるところでございまして。

○山本(孝)委員 養育費の支出が大きくなつてくるので、その一部をいささかなりとも出すことで寄与していきたいというお話でございました。

養育費とは、どのような費目をもって養育費とおっしゃったのですか。

○丹羽国務大臣 ちよつと古い資料で恐縮でございますが、かつて厚生省の方で養育費調査というのを行ったことがあります。例えば、どういふものかと申しますと、飲み物であるとか食べ物であるとか、衣料費、家庭教育費、教養娯楽費、保健衛生費ということで、さまざまな分野がこの対象になるわけでございますが、こういうものを私は養育費と一般的に呼んでおるような次第でございます。

○山本(孝)委員 今いみじくも古い調査でございますがとおっしゃいます、ちよつと私も年数を忘れてしまいましたけれども、厚生省が調査しておられたこの児童の養育費調査というものが、たしかずつと調査をしておられないのです。なぜ調査をされないのかというふうに思うわけです。

児童手当等々を考えると、養育費というものをどうとらえ、それが幾らぐらいかかっているのかということ、金額を考えると、過去の審議状況を見ても、総務庁の家計調査であつたり、あるいは野村証券ですとかピジョンですとか、いろいろな外部の会社あるいは研究所の数字を持つてきて、この金額だから児童手当の五千円あるいは一万円は妥当なんだという御説明になっているんですね。

これは、ぜひ児童の養育費というものについて厚生省みずから調査をする必要があると思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○丹羽国務大臣 この手当額でございますが、委員も御案内……(山本(孝)委員)調査をする必要があるんじゃないかと呼ぶ。

私もそう考えております。

○山本(孝)委員 そう考えておられるのですから、ぜひ児童の養育費調査をしていただきたいと思ひます。

その対象にしているという御答弁だったわけですが、そうしますと、これは政務次官に御回答をお願いしますようにきくと言つてあるわけですが、家庭教育費というのは児童手当を考えると、その対象に含まれるという御理解でございますか。

○大野(由)政務次官 今、児童手当は、児童手当法で、児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的として支給する、こういうふうになつておりまして、児童手当を何の費用に充てるかということにつきましては、受給者はこの児童手当法の趣旨のつとめて用いなければならぬ、用いることを想定しているわけですが、具体的にこの費用というふうに定めていくわけではございません。

そういう意味で、児童手当の支給額の設定との関係で、家庭教育費とか保育料とか幼稚園の費用とか、何か特定の費用を想定して児童手当の額を決めている状況ではないということを一応申し上げたいと思ひます。

○山本(孝)委員 特定の費目を想定しているわけではないというお答えですね。

前段の部分は、子供の子育てにその費用を使うべきだと。すなわち、親が自分で飲み食いをしてしまつたり、あるいは遊びに使つてしまつてはいけませんよ、子供にかかわる費用に使いなさいと。これはごもつともな御主張だと思ひます。私もそう思ひます。

もう一回そこをしっかりと御答弁いただきたいのですが、子育てにかかわる費用といつたときに、先ほどおっしゃいました食料とか衣料の基本的な生活にかかわる生活費の部分と、学校教育にかかわる部分と、家庭教育費とかお小遣いとか子供のおもちゃといったいわば選択的な費用の部分の三つに分かれると思ひます。

それで、生活費の部分と学校教育費と家庭教育費という分類に分かれてきたときに、先ほど大臣は家庭教育費は養育費の中に含まれるので児童手当の対象に考えられる費目であるとおっしゃつた

わけですが、児童手当は将来幾らぐらひの金額が妥当かということをお考えのときに、私は、生活費といふのは当然入ると思ひますが、学校教育費は入らないのではないかと思ひます。そのときに、家庭教育費あるいは小遣い、遊び等々の費用は、児童手当の支給には使ひ道を限定しているわけではないかというところは理解しておりますが、こういった費用は児童手当の費目として含むべきなのかあるいは含まなくてもいいという考え方なのか、どちらの考え方にお立ちになつていくのかということですが。

○大野(由)政務次官 今後しっかりと検討していく内容であらう、このように思ひます。

前回の厚生省の養育費調査の中には含んでおりました。今後……(山本(孝)委員)従来の含んでおるの」と呼ぶ今大臣の答弁で、古いデータですがと申し上げた厚生省の養育費調査の中には家庭教育費は含まれております。

○山本(孝)委員 今五千円、一万円となつていく金額を将来増額するかどうか考えたときに、これまで議論がずつと続いております中で、子育てにはこういう費用がかかっているから、五千円は妥当だ、三千円は妥当だ、一万円が必要だ、こういう御答弁を常にされてこられたわけですが、これは、答えを先に申し上げれば、生活費にかかわる部分、食費、被服あるいは住居にかかわる光熱費等々をベースにしたが御答弁をされてきておられると私は理解をしております。

きょうの大臣並びに政務次官の御答弁は、家庭教育費もその対象に含めるべきなんだというお考え、あるいは、そこは含むか含まないかはこれから検討していくというのが今政務次官の御答弁だったわけ、これは含む含まないによつて全然考え方が違つてきますので、これは、今まで厚生省が児童手当というものをどう考えてきたか、今まで非常にあやふやな取り扱ひがされた一種象徴的な今の御答弁だと思ひますが、家庭教育費を含む、含んだ方がいいとお考えなのか、あるいは含まずに従来のお考えでいくのか、もう一度御答弁

をしていただきたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 先ほど私の方から申し上げましたように、何分にも古い養育費調査でございます。そういうことを含めまして、当然私も、この児童手当のあり方、今委員御指摘のどこまでを児童手当として見るのか、例えば奨学金の問題との絡みはどうするのか、こういう問題はきちんと整理しなければならぬ問題だ、こう考えているような次第でございます。

ただ、今までの経緯をあえて申し上げさせていただきますならば、手当額につきましては、昭和四十六年の制度創設時におきまして、厚生省の養育費調査などをもとにいたしまして、第三子以降の児童一人につき、つまり、三人以上の児童のいる家庭の一人平均の養育費のおおむね半分、そういうところで月額三千円と設定されたわけでございます。

この手当額の水準でございますが、平成三年の改正におきましては、物価変動などを考慮いたしまして、金額を倍にいたしましたところでございまして、今回の改正案では、その後の物価動向も考慮いたしまして、現行の水準を維持することにしたしておるわけでございます。いずれにいたしましても、新たに確保された財源によつて支給対象年齢を延長することが適当だ、こう考えたような次第でございます。

○山本(孝)委員 引き続き水曜日も審議があるでしょうから、もう一度整理をしていただいて、養育費というものをどの費目とらえるか、しっかりとした御答弁を……。今、家庭教育費は児童手当の対象として検討するおっしゃつておられる部分もありまして。

要は、基本的な生活費という部分は、実は年齢が上になつていきましてもさほど大きな変化を示すわけではないんですね。何が大きくなつてくるかといふと、明らかに家庭教育費あるいは学校教育費のかかり増し費用が大きくなつてくるわけですが、したがつて、経済的支援でいけば、教育にかも寄与しようということになりますと、教育

費が家庭にしろ学校にしろたくさんかかってくる部分を児童手当で面倒を見ていくという考え方になるのか、あるいは基本的な生活費の一部を見ていくということになるのか。私は、申し上げているのは後者だと思っています。したがって、検討するのとは今さらおっしゃっておられるのも私はいかがかなというふうに思いますけれども、児童手当とは何なんだということをもう一度しっかりと御説明をされるべきではないかと思えます。

同様に、そういう意味で、児童手当が支給されるべき年齢は幾つまでなのかということも大変重要なポイントになるわけで、これは税制の改正、控除制度に手をつけると、それに合わせて年齢を言っていかなきゃいけないようなところもあるわけですから、基本的に、厚生省として今児童手当の支給年齢は幾つまでが妥当であるというお考えにおられるのでしょうか。

○丹羽国務大臣 先ほど申し上げましたように、今回の措置は、昨年末の与党合意を踏まえて行ったものでございます。そういう中で、これまで三歳未満であったのを就学前まで引き延ばしたわけでございます。

何をもちて何歳までが適当かということにつきましては、これもまたさまざまな議論があるところでございます。私は、一つは扶養控除のあり方、もう一つは扶養控除と児童手当の性格の違いをどう見るかといった問題であるとか、それから、先ほど申し上げました奨学金との絡みとか、そういうものをさまざまな検討をしなければならぬというところでございまして、今、私がこの場におきまして軽々に何歳までが適当だと言うことは差し控えていただきたいと思います。

○山本(孝)委員 児童の定義はいろいろある、したがって、法律で児童と書いてあるんだから幾つまでだというような議論をするつもりは私はありません。ただ、児童手当が持つ意味合いは何かと考えたときに、何歳まで支給するのが妥当と考え

それは、私も申し上げましたように、控除と手当の制度の変更に伴っていろいろと政治的に判断しなければいけないところがありますが、今回のような決定のされ方は別にしても、厚生省として、児童手当を今後どうしていきたいかということを考えているときに、児童手当の支給年齢はここまでだ、この費目に対してこれだけを支給するんだ、したがって、金額はこれで妥当なんだというお考えはないのですかというのが私の質問なんです。

○丹羽国務大臣 先ほどから申し上げておりますが、これは与党の協議を受けたものでございまして、当然、私どもも十分に検討いたしております。限られた財源において、現時点におきましては義務教育の就学前までを対象とすることが現実的である、このように考えています。

○山本(孝)委員 与党の協議の結果、こういう政策を選択するということはわかります。財源の点があるから当面ここまでしかできないということもわかります。

しかし、厚生省として、児童手当はこうあるべきなんです。今、諸外国に比べて日本の児童手当は非常に貧弱だと言われているわけですね。それはいろいろ議論がありますが、外国との比較ですから、私は一概にその話は、精査が必要だと思っておりますが、厚生省として、児童手当は何歳まで支給して、幾らの金額が必要で、こういうお金の性格なんだからこの費目の部分をもって対応するんだというお考えがあつて、しかし、今財政状況が厳しいからこまでやるという——与党が選択されたのはこまでだというのは構わないんですよ、それは理解できるんです。厚生省が将来ビジョンを持っていないかということについて、持っていないんですか。

○丹羽国務大臣 一昨日も申し上げたわけですが、少子化対策の中において児童手当がいわば中核的、象徴的な位置づけを占めておるといふ認識は持つておるわけでございます。そういう中において、果たして何歳まで、幾ら

配つたらいいのかということについては十分に御議論をしなければなりませんし、先ほど来御議論がでておるわけでございますが、諸外国の場合と日本の場合には、例えば日本の場合には年功序列型賃金であるとかさまざまな扶養控除であるとか家族手当であるとか、こういうものをひっくるめて児童手当はどうあるべきかということが当然議論されるべきものであります。

私どもは、今回の措置は、与党の合意によりまして、あくまでも経過的な措置であるということとでございます。その経緯から申し上げても、これを拡充するとかしないとかという以前に、経過的な措置であるということは、率直に言つて申し上げざるを得ないわけでございます。

そういうことを踏まえて、今後、審議会とかさまざまな形で、また、当委員会においても十分に御議論を賜れば幸いだと思います。

○山本(孝)委員 どういう形で経過的な措置をとるかもいろいろ議論があります。この形でない経過的措置のとおり方があつたと私は個人的に思っております。

しかし、問題は、政治的に与党三党で児童手当の将来像をどう決めていくにしろ、これまで児童手当のずっと歩んできた道を考えますと、常に財源は一定の金額があつて、それで子供の年齢と支給対象範囲を考えると、いわば面積は一つで同じなのに、年齢で切るかあるいは支給対象面積は一緒というのが児童手当ですね。いわばまず財源ありきで、その中でそれをいじくり回して、年齢が下がつてきたり、あるいは支給対象が広がつていく。

では、厚生省は児童手当をどう考えているのか、きょう私は一番そこを聞きたかつたんですけど、残念ながらお答えを持つておられない。持つておられないままでは、これは政争の具になつてしまふといひましようか、児童手当の姿はどう変わるかっていひましよう。一体児童手当とは何なんだ。この委員会審議できつちりと御説明を

していただきたいと私は思います。きょうの答弁では、全くもって私は理解ができません。与党の中で協議されるのは、それは政治の協議です。しかし、厚生省は厚生省として児童手当の将来像はしっかりと持つていけるべきです。きょうは時間がなくなつてしまひましたので、また質問の機会があればと思います。

事業主全額負担によって児童育成事業という形の事業を行っています。その支給の内容を見ますと、児童館の整備であつたり延長保育のための補助金であつたり、必ずしもサラリーマンの家庭だけにその恩恵が行く話ではなくて、本来税金で行うべきものを全額事業主負担で拠出をさせて児童育成事業というものをやる、この形も、私は極めていい形になつていっていると思います。きょうは質問時間がなくなつてしまひましたので、この議論は次の機会があつたらさせていただきますしたいと思います。

そういう意味では増税になる層が出てきたというのも変な話だと思ひますが、もう一度水曜日の審議までに、厚生省が考える児童手当の将来像はこうである、財源が許せば——諸外国との比較は単純にできないと思ひますね、日本の企業は家族手当のあり方とか、あるいは税制の控除のあり方は違ひますから。外国がこうだから、日本はこうでなければいけないという話は単純にはできないと思ひます。しかし、今の日本の税制の中で、厚生省が望ましいと考える児童手当の将来像はこうである、幾つまで、どういう金額をもとにしてこれだけの金額を支給するのがいいのだ、家庭教育費は入るのか入らないのか、そこも含めてもう一度水曜日にしっかりとした御答弁をしていただきたいということをお願いしておきます。

この点をしていただけるといふことと、児童の養育費調査を厚生省としてみずからやるということをもう一度御確認いただいて、質問を終わります。

○丹羽国務大臣 将来ビジョンを今すぐ示せと

いうことにつきましては、当然のことながら、さまざまな審議会であるとか与党の協議がございまして、率直に申し上げても今この場において約束をしたいものでございしますが、先ほど来委員から御指摘のございました資料も、私自身が認めさせていただいて、余りにも古過ぎるということでございますので、来週までということではないんですが、できるだけ早くこういうことはやはりきちんと整理をして国民の皆さん方に明らかにするべきだ、こう考えているような次第でございます。

それから、もう一点御指摘がございました児童育成事業でございますが、これも、一般会計でこれまで行われている事業と重複している部分もあるんじゃないか、こういうような御指摘だと思います。私も全く同じような認識を持っておるわけでございまして、当然のことながら、こういった事業も十分に調整を図りながら、今後、その事業の本来の趣旨であるとか目的であるとか、財源の性格などを踏まえまして見直しを行ってきたい、このように考えているような次第でございます。

○山本(孝)委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○江口委員 瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。日本共産党は、少子化を克服するためには、だれもが安心して子育てができる総合的な対策が必要だと考えております。

当の拡充をこれまで要求してまいりましたし、また、児童手当を義務教育就学前まで拡充するのは当然だと考えております。

しかし、今回の提案には幾つかの重要な問題点がございまして。本法案の改正の理由に「総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から」とあります。今回の改正は、年少扶養控除廃止によって所得税増税の対象になる子供は千九百万人に及び、新たに児童手当支給対象となる三百万人を差し引いても千六百万人以上に増税だけがかかってくる、それも子供の数が多ければ増税になる。これでは初めから「総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減」という改正理由には反しないでしょうか。

○丹羽国務大臣 今回の改正によりまして、小中学生の児童を持つ家庭や所得制限による児童手当が支給されない家庭では、児童手当がふえないにもかかわらず税負担がふえるのではないかと、こういうような御指摘だと思います。

扶養控除と児童手当というのは、これはほとんどの制度の性格、位置づけを異にいたしておりますが、子育ての経済的負担の軽減という観点から考えますと、扶養控除も児童手当ともに重複した機能を持っているということも紛れもない事実でございます。

私から申し上げるまでもなく、扶養控除は、高額所得者に対してより大きな効果を有することになるわけでございますが、いわゆる非課税世帯には効果がない、その一方で、児童手当というものは、定額でございますし、高額所得者には所得制限がある、こういうことでございまして、どちらかというところ扶養控除よりは児童手当というのは比較的経済的に重い方に対して手厚くしていく、こういう性格のものではないかな、こう思っているような次第でございます。

いずれにいたしましても、それぞれの持つ特性といえますか性格といえますか、こういうものを

踏まえ、財政、税制の両面を通じて少子化対策の重点化を図る、こういうことで行ったような次第でございます。

なお、今回の、先ほど申し上げております昨年の暮れの与党協議においては、現下の厳しい経済情勢あるいは財政情勢の中で、児童手当の拡充を行うのであるならば、まさにこの児童に負担がかかってくるわけでございしますが、将来世代に負担を回すような特例公債、赤字国債の増発はやめようじゃないか、具体的な財源を確保して実施すべきである、こういう点から実は出発をした経緯があるわけでございます。

厚生省といたしましては、総合的な少子化対策の中で、今回拡充をいたしました子育て支援基金というのがございまして、これは九百億にさらに四百億を上積みいたしました千三百億にいたしました。したが、こういったものや、今先生が御懸念をなさっていらつしやいます、いわゆる増税といいますが、昨年に比べますと負担が若干重くなるような層に対して、いずれにいたしましても、あまねく行き渡っていくよう、税負担増になる方々に対しても十分な配慮を行っていく必要があるという認識においては、先生と同じでございます。

○瀬古委員 いろいろ御説明なされたのですけれども、政府が今回提案してきたことを少子化対策の一環としてやるんだ、そして、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減という改正理由があるわけですね。今の御説明だといふところありますけれども、結局千六百万人が増税になってしまふ。そして、これがある意味では、重点化というお話をされたけれども、一部の子供の児童手当をつくったために多くの子育て中の家庭が犠牲になって構わないということになってしまふわけですね。

その点では、政府の少子化対策というのは、一部の子供のために多数は犠牲になつても構わないというものなんですか。それはいかがでございますか。

○丹羽国務大臣 ちよつと繰り返して恐縮

でございますが、児童手当と扶養控除の違いでございますけれども……(瀬古委員)いや、それはもうわかつているんですよ(と呼ぶ)

現実問題として、私どもは限られた財源の中に、どちらかというと高所得者の方々には我慢という言葉が適当かどうかかわりませんけれども、その方々よりも、例えば非課税世帯であるとか、こういった方々は扶養控除の恩恵に浴さないわけでございまして、そういった方々に対してやっているんだということ御理解をいただきたい、こういうことでございまして。

○瀬古委員 いろいろなやり方がありますが、多くの子供たちの家庭が一部の子供たちの家庭のために、千六百万人ですすから大きいわけですよ、結果としては犠牲になりますねということをお聞きしているんです。それは、事実としてそうすね。

○丹羽国務大臣 犠牲という言葉は、ちよつと生きつ過ぎるんじゃないかなという感じがしますけれども、当然私どもはそういう点も配慮していかなければならない、こう考えています。

○瀬古委員 はつきり言つて増税ですから、これは犠牲になるんですよ。

今大臣が言われたように、重点化するというお話がございましたけれども、今回、子育て世代の教育費の問題は、例えば経済的な負担が今大きい御家庭は就学前だけかというところ、決してそうじゃないんです。文部省の「子どもの学習費調査報告書」というのがございまして、これを見ても、保護者が学校へ直接支出する教育費というのは、給食費を合わせますと、年間、公立小学校で十萬二千四百九十七円、公立中学校でも十七萬二千九百三十四円もかかっているわけですよ。これは一九九八年度です。

それで、今日の深刻な不況がどれだけ教育の現場や子供たちに、そして、教職員に、つらい思いに追い込んでくるか。こういう問題が幾つか出てきております。私がちよつと聞いたところでは、これは埼玉のある中学校から報告を受けたんですけども、こういう訴えが載っております。

「給食費などの学校集金の未納が多くなっています。一割を超える保護者の銀行口座から給食費などの毎月の振替ができない学校も出てきています。しかし、年度末には数名程度に減ってきています。給食の献立に無理が出る、支払いができなくなってしまう、などなどの理由から、学校あげての未納一掃のとりくみの効果が出てくるからです。」

「今年の春は、胸の痛む電話がいくつもありました。『去年の給食費のことですが、今度給料をもらったら、もっていきますので……』という内容でした。お子さんが小学校六年の時に父さんが病気で亡くなり収入が減り、お母さんがパートに出ていて、小学校六年生の時の給食費未納分を中学一年の夏にやっと納めたAさんです。現場では、教職員による未納一掃のとりくみが子どもや保護者の心をいかに傷つけてしまっているのか、気になりながらも、給食内容を落としたり、業者に支払いを遅らせるわけにもいきません。就学援助の認定基準が国の監査や指導により厳しくなっている中、申請者は増えてきています。就学援助制度の拡充、国や自治体からの公的援助が必要になってきています。」

本間に、給食費そのものも払えない子供さんたちがふえてきているという問題もかなり切実に訴えられているわけですね。そういう意味では、子育て支援のために重点化と言えども、今子供を持つ世帯には本当に経済的な負担が重くのしかかっているわけです。そういう点では、子育て支援のために年齢を超えてすべての子供を持つ家庭に支援が必要になってくるんじゃないでしょうか。その点、いかがですか。

○丹羽国務大臣 先ほどの先生のお話につきましましては、私も政治家の一人として謙虚に受けとめなければならぬ、こう思っておるような次第でございます。

年齢を超えてすべての子供さんに児童手当を、こういうような御主張のようにお伺いをしたわけですが、これは、当然のことながら、限られた財源の中においてこの児童手当のあり方、

それから、私も率直に申し上げておりますが、まだ一部に、特にマスコミの一部にはこの問題についてさまざまな問題提起がなされていることも事実でありまして、私どもはそういった問題のハードルも十分にクリアをして、財源の見通しもきちんとして、そして、先ほど来申し上げております児童手当の性格、位置づけというものを、これはきちんと言いはりありますけれども、細かい点において、では何に使われるのかと言われますと、これは何に使いたくないということも指示できませんし、その辺のところは十分整理する必要があります、こう考えておるわけでございます。

現時点において、先ほどから申し上げましたように、これによって赤字国債を発行するということは、ひいてはその子供さんたちの借金になるのだということも私どもは十分に配慮しながら考えていかなければならない問題だ、こう考えております。

○瀬古委員 何らかの施策で赤字国債を発行して大変なことになったという思いにもじみ出た御答弁でございましてけれども、私たちは、財源の問題について、赤字国債を発行するか、それとも別のところから増税してとってくるかなどという子育て支援は、やはり間違っていると思っております。

日本共産党は、以前から、銀行支援のあり方、むだな公共事業を見直して財源を確保しないといふことを一貫して主張してまいりました。税金の使い方にきちんとメスを入れて、そして、子育ての国の費用を抜本的にふやしていくというやり方を本間に検討しなければならぬのに、ある意味では赤字国債か、それともどこから持ってくるかという、その持つてき方が、子育て支援中の御家庭に負担をかけて持ってくるなどというやり方は、本当に少子化対策という、政府自身の方針にも厚生省が取り組んできたものにも反するもの、だというふうに私は思うのです。

財源問題でいいますと、今回の提案では、三歳以上就学前の児童手当分については、企業、事業主負担がなくなります。これは実施すれば大体千

百億円ぐらいの負担軽減になるそうなのですけれども、今回、この企業、事業主負担をなくすというのは一体どういう理由なのでしょう。これは結局、事業主の負担分を子育て中の国民負担に切りかえるものじゃないかというふうに思うのです。

三月二十八日に私が本会議で質問しましたが、大臣は経営者団体から要請を受けたものだというように答弁されました。どんな経営者団体から要請を受けたのでしょうか。

○丹羽国務大臣 これまでは、この児童手当というのは事業主の負担が七で公費の負担が三でございます。私はかねてから、この児童手当というものを少子化対策の中核として、あるいは一つのシンボルまでいかなければならないと重要な柱として位置づけるならば、公費の面でもっと積極的に支援をするべきだ、こういうことを申し上げてきたわけでございます。

そういう中で、恐らく、これも確固たる証拠を持つていくわけではありませんが、事業主の負担が七で公費が三ということは、どちらかというと企業における福利厚生の色彩からこの問題が浮かび上がってきたのではないかと私なりに考えておるわけでございますが、実は、今回の改正に際しまして、日経連からは昨年の十一月に、事業主負担を主な財源とする現行の児童手当制度の枠組みを前提とした拡充には反対である、こういうような意思の表示がございました。それから、少子化問題は国民的課題であるとの観点から、欧州各国と同様に児童手当の財源は本来全額税で賄うべきだ、総合的な少子化対策をすべきだ、こういうような御意見が出されたわけでございます。

そういうことを受けてまして、また、私が先ほどから申し上げたような経緯を踏まえまして、今回児童手当の拡充を行うに当たりましては、財政、税制を通じて少子化対策の重点化を図る観点から、いわゆる年少扶養控除の見直しによって財源を確保することにし、新たな事業主負担というものは求めないことにしたわけでございます。現

下の厳しい経済財政状況における措置だというふうに御理解を賜れば幸いです。

○瀬古委員 結局、日経連など財界の意向を酌んで決めたということなんですか。

今、児童手当支給の企業が減っているわけですが、所得の再配分という意味でも、将来の働き手を育てるために、企業が果たさなければならぬ社会的責任というのはいくぶん大きいです。中小企業への配慮は当然のものですけれども、事業主の拠出金の引き上げで児童手当を充実させるという方法も大変重要だと私たちは考えています。

確かに七割がどうかという問題は今御指摘ありましたが、これを全くなくしてしまうなどというのは、そして、その分を国民に負担をかぶせるといふやり方は、結局、企業・団体には負担を傾けるけれども国民の声は聞かないということになるのではないかと今思っています。

私は、もう一点質問したいと思うのです。大企業の経営者の言い分には耳を傾けるけれども、零細な自営業者についてはどうかという問題です。今回の特徴の一つに、拡充する三歳から就学前の子供について、サラリーマンや公務員には夫婦二人子供二人の家庭の所得額は四百七十五万円までは公費で支給されるわけですが、自営業者については本則給付の所得制限の二百八十四万までしか支給されません。対象者によって所得制限の基準が違ふという制度はほかにあるのでしょうか。なぜ自営業者の子供さんは差別を受けなければならぬのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○丹羽国務大臣 まず、後段のことでございますが、児童手当のように、サラリーマンと自営業者など所得制限が異なる制度はほかにございます。それから、サラリーマンと自営業者などで所得制限額が違っているのは、これは経緯がございまして、昭和五十七年に行政改革の観点から所得制限を大幅に強化した際に、サラリーマンと自営業者などではおのずと所得分布が異なると

いう事情がございまして、サラリーマンの相当の部分が児童手当を受けられなくなつてしまひ、この両者で児童手当の支給率に著しい格差が生じることになるわけでございますので、そこで、特例給付というものを設けることによりましてサラリーマンあるいは自営業者の支給率を同程度に保つことにしたわけでございます。

こうした経緯がございまして、これまでも所得制限につきましては、サラリーマンと自営業者の間で支給率がほぼ同程度となるように、大体七割でございますけれども、設定しておるわけでございまして、こういう所得制限の仕組みは、サラリーマンと自営業者の間で所得形態が異なつていくことから生じておるわけでございまして、私は、実質的に両者の平等を図ることになる、こういうふうな考へておるわけでございまして、今回もこの仕組みというものを踏襲させていただいた、こういうような経緯でございます。

〔委員長退席、安倍(晋)委員長代理着席〕
○瀬古委員 サラリーマン世帯と自営業者の世帯の支給率を同程度、大体七割程度ということですが、七割程度とする根拠は一体何でしょうか。それには法的な根拠がございしますか。お願いします。

○丹羽国務大臣 児童手当について所得制限を設けることは法律上規定されておるわけでございしますが、これによりまして支給率まで具体的に規定されておるということは、率直に申し上げてございしません。

児童手当の支給率につきましては、先ほど申し上げましたいろいろな経緯の中でおおむね七割ということが現在の水準になつた、こういうような経過でございます。

○瀬古委員 法的な根拠も、何で七割かという根拠も全然ないわけですか。

今までの経緯の中でございますと、実は一九九一年の三月十五日に、社会労働委員会が我が党の児玉議員の質問に答えて、当時の土井局長が、昭和五十七年以降の給付率は、自営業の場合には七

四、五、サラリーマンの特例給付になると八〇%で推移していることを確認しています。その年の一九九一年の予算は、児童数の八〇%を計上しているのです。それで、この受給率は将来にわたつて下がることはないかという児玉議員の質問に、局長は、支給実績というものを維持していくと明確に答へられておるのです。

そのときには七四、五、八割の計上をしていくのに、突然七割が出てくる。一体この七割というのとはどこから導き出されてきたのでしょうか。厚生省の資料でも、一九九六年から九八年は六〇%台なんです。七割でもないのですよ。

なぜ、八割は維持する、下げることはないと言つておるのに、こういうばらばらなことがやられておるのでしょうか。八割はなぜ維持されておるのでしょうか。いかがですか。

○丹羽国務大臣 児童手当の所得制限でございしますが、制度の創設時におきましては、比較的緩やかな所得制限としていたということでございます。

先ほど申し上げましたが、その後、昭和五十七年に行財政改革の観点から所得制限を強化して、これではサラリーマンの方々が児童手当の支給がぐくわづかになつてしまふ、こういうことで特例給付を含めまして被用者と自営業者の支給率の均衡を図つた、こういう経緯がございします。さらに、平成三年の第一子の拡大の際には支給率の実績を維持することなどの経過を踏まえて今日に至つておる、こういうことでございます。

それで、この平成三年の改正時に、おおむね七割から八割というように、要するに当時の支給実績を維持することを局長が答弁したということを御指摘でございますが、当然、これは所得によつて変わるわけでございます。そういうこともございしますが、その後、平成十一年には多子世帯を中心とした所得制限の引き上げを行うなどの改正を行うことによりまして、現時点ではおおむね七割の水準になつておるような次第でございます。いずれにいたしましても、支給率についてはこ

ういうような経過がございしますので、従来の支給率を維持するという考へ方に立つておおむね七割という現在の水準になつた、こういうようないきさつでございます。

○瀬古委員 いろいろないきさつがあつてたまたま今回七割台だという程度の話なんです。それまでにいろいろ経過も含めまして、六割台のときもあるし八割のときもあったわけですよ。だから、あえて七割に何が何でもこだわらなさいかぬなんて理由はないわけですか。

所得が基準だというなら、所得が低ければ対象者がふえるということは当たり前であつて、所得と関係なしに給付率が基準だというなら、別に所得制限の意味も全然なくなつてしまふわけでしょう。所得制限と一方で言ひながら、給付率はこういうふうな維持している。その維持もされていなくちやらんばらんな発想で考へてみえる。

少なくとも、そういう言ひ分ではなくて、中小業者や零細業者の家庭も、そしてサラリーマン家庭も、やはり差別のないようにきちんとするべきだ。とりわけ中小業者の場合は、母ちゃんが自分の働き分も認められていない状況で出産手当もない、こういう差別を受けておるわけですから。この際思い切つて、サラリーマン世帯と自営業の家庭の平等と言ふなら、所得できちんとして平等に扱うというように考へるべきじゃないかというふうな思ふのですけれども、その点での今後の改善見通しはいかがでしようか。

○丹羽国務大臣 サラリーマンと自営業者との間で所得制限の限度額が違つておる、サラリーマンと自営業者などの間で支給率をほぼ七割にしておるといふことについて、サラリーマンの場合は所得が上がるからもう六割でもいいんだ、こういうことなのかどうかよくわかりませんけれども、私どもは、これまでの経緯から、先ほどから申し上げておりましたように、サラリーマンと自営業者では所得形態が異なる中で、実質的に両者の平等を図ることが公平なのではないか、こ

う考へ方に立つておるわけでございます。

それで、自営業者などの限度額をサラリーマン並みにするということにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、三歳未満につきましては全額事業主負担による特例給付を設けておることを考慮いたしますと、これは自営業者は納めておりませんが、そういうことを踏まえまして、率直に申し上げて、児童手当の財源構成にかかわる問題だ、こういうふうな考へておるわけでございます。

そういうような先生の御意見も一理あるし、全く否定できるものでないことも私もよくわかりますけれども、現実問題として、事業主からこれだけの御負担をいただいて、そして、先ほどから申し上げたように、企業の中における福利厚生のものからスタートしたものが、今までは七対三で事業主が多かつたのが、今度は七対三から六対四ぐらいで初めて公費が上つた、こういうことも十分に御理解をいただきたい。事業主の負担を一切なくすというならば、これはまた一つの考へ方ではないか、こう思つています。

○瀬古委員 時間が参りましたので、たくさんきょうは質問があつたのですが、また次回に送りたいと思ふのですけれども、全体的には、子育て支援と言ふなら、もつと国の財政的な措置をきちんとしてやるべきだと思ふのです。そして、どの子にも平等に、自営業者だからという形で差をつけるのではなく、きょう準備してきた資料を御説明もできないのですが、世界的にも大変おくれである子育て支援の経済的な援助については、抜本的に引き上げるという立場でやる必要があるというふうに思ひます。

そういう点では、今回の児童手当法の改正案は、子育て支援の中の一環困難な家庭から財源を取るといふ点では全くいびつで、これは国民の願いとは相反するものだということを指摘して、今回の第一回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○安倍(晋)委員長代理 武山百合子さん。

○武山委員 自由党の武山百合子でございます。
少子化対策に対して私はきょう初めて質問するわけですが、まず大臣にお伺いしたいと思
います。

先日、少子化に対する見解、今後の施策の方
向についてある国會議員が本会議で聞いて中
で、「二十一世紀の我が国を、家庭や子育てに夢
を持てる社会をつくらなければならない、このように考
えている」と答えているわけです。まさにこの言葉
のとおりだと思えますけれども、この大臣の言葉
を若いお母さんが聞いて、さて本当に子供を産む
気になるかと思ひまして、社会に貢献する子供
を産みたいという気持ちになるような夢を持てる
社会をもっと具体的に語っていただきたいと思
います。

○丹羽国務大臣 御指摘の問題でございますが、
我が国におきまます出生率の低下の要因は未婚率の
上昇でございますが、一生結婚をするつもりはな
いという女性が増加しているわけではござ
いませぬし、結婚いたしまして子供は欲しい
ないという夫婦がふえている状況ではないと承知
いたしております。

こうした状況を背景にいたしまして、結婚に関
する意識の変化とともに、これまで、どちらか
というところはまだ職場において十分な御理解を
いただけない面があるわけでございます。こうい
ったこともこれから十分に配慮しなければなら
ない。

私といたしましては、先ほどから申し上げてお
りますように、結婚や出産はあくまでも個人的な
自由でございますけれども、いずれにいたしまし
ても、家庭を築いて子供を産み育てることを希望
する若い男女が、希望どおり子供を産み育てなが
ら一方で働くことができる社会、家庭や子育てに
夢を持てる社会が必要だ、こう考えております。
○武山委員 大臣としてはちょっと元気のいい声
で答えになったと思ひます。お疲れの御様子か
と思ひますけれども。

これは、今の話を聞いて、正直言つて私が二十

代だつたらなんというふうに考えます。やはり、
どんな夢を描いて家庭や子育てというものができ
るかということがまず第一の目的だと思ひます。

日本の場合には物価が高くて、そして、今まで少
子化対策でいろいろと議論されてきました多くの
問題、教育問題、住宅事情、それぞれたくさん問
題を抱えているわけですから、そういう中で
もう少し具体的にこんな夢という例を、日本の
少子化対策を本場に重要施策として考えている厚
生大臣としては、もっと具体的に突っ込んで夢を
語っていただきたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 先ほど来申し上げておるわけ
でございますけれども、現在の児童手当制度とい
うものは、総給付額は十一年度で千八百億円、こ
の三分の二を、千二百億円でございますが、事業主
の拠出金によって賄つておるわけでございま
す。少子化対策の重要な柱として国と地方がも
つと責任を持つて賄うべきものだ、こう考えて
いるような次第でございます。

○武山委員 私の質問は、そういう財源を言つて
いるんじゃないかと、どんな夢を持つて家庭や子
育てができるかというのを聞いておるのですけれ
ども、全然かみ合わないような質問と答えました
ので、これはおきまして、次に移りたいと思ひま
す。

今回の改正では、拡充に要する財源をすべて一
般財源で賄うわけです。これは現行制度ですとゼ
ロ歳から三歳未満まではサラリーマン世帯と自
営業者と公務員というところで分かれておるわけ
でございますけれども、三歳から就学前は公費で賄
うわけでございまして、三歳未満は、やはり
子育てには公費で賄うべきだと思つておる一人な
り制度でやつて、三歳から就学前は公費で賄うこ
とになったのか、なぜ違いをつけたのか、その辺
を御説明いただきたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 これは先ほどから御質問ござ
いましたけれども、自由党さんも当時参加してい
たわけでございますが、与党協議の中において、赤

字国債を発行しないで年少扶養控除の廃止でし
う、そして、財政経済状況から見て事業主からの
拠出が非常に困難である、こういう中において、
確かに、ゼロ歳から三歳未満と、それから就学前
との財源にはちよつと異なりがあるわけござい
ますけれども、とにかく私どもといたしまして
は、児童手当の対象を就学前までに拡充しようと
いうことを優先した結果、このようなことにな
つたわけでございまして。

○武山委員 それでは、ゼロ歳から三歳までは特
来公費で賄おうという青写真を描いておるんでは
ようか。あるいは、このまま現行制度で、そして
三歳から六歳は公費でというふうな、これをず
つと持続する考えなんですか。

○丹羽国務大臣 まさにこれは経過的な措置で
ございまして、確かに、委員が御指摘のような、ち
うはぐという言葉が適当かどうかはわかりません
けれども、当然そういうことも含めて今後検討し
ていかなければならない課題だと考えております。

○武山委員 抜本的な改正を平成十三年度に行
たいというところでございまして、その辺も整理を
しようというふうな考えでおりますでしょうか。

○丹羽国務大臣 当然検討の課題に上がるものと
考えております。

○武山委員 何か閣議があるということで、私も
元連立にいた人間でございますので、一つだけ最
後にいたしまして、どうぞ退席していただきたい
と思ひます。

少子化の原因は未婚率が上がっているというこ
とにありますけれども、児童手当を拡充しても未
婚率上昇という問題に対する対策にはならないの
じゃないかと思ひますけれども、そこはどう考
えておりますでしょうか。

でございます。

ただ、現実問題として、我が国の急速な出生率
低下の直接の要因といたしましては、未婚率の上
昇であるとか職場の環境であるとか、そのほか核
家族であるとか都市化の進行、こういうような子
育てと仕事の両立や子育てそのものの負担感の増
大というものがあつてございまして、こうい
つた問題は、児童手当を含めまして総合的に対策
を立てていくことによって少子化対策というもの
が十分に有効な働きをする、このように考えて
いるような次第でございます。

○武山委員 何かしり切れトンボになつてしま
いましたけれども、約束をいたしましたので、一
つよろしいです。

先日の、社会保障、少子化等に関する世論調査
で、子育ての環境整備のための方策ということ
で、労働時間の短縮とか子育てが一段落した後
もとの職場に復帰できる再雇用制度の普及とか、
子育ての環境整備のための方策はいろいろあるの
ですけれども、世論調査で児童手当等の経済的支
援の拡充というのは、順番でいまして上位に入
つていないわけなんです。上位に入っていない
にもかかわらず、この児童手当を経済的支援の拡
充という意味で位置づけてやろうとした理由は何
なんですか。

○丹羽国務大臣 調査によりましてこれがさま
まなばらつきがあることも紛れもないわけでござ
います。私の記憶しております調査では、経済的
な支援による少子化対策を求める声が上がつて
いるというところでございまして。

いずれにいたしまして、この問題は、先ほど
から申し上げておりますように、子育ての環境整
備としてどのような対策が必要かという観点か
ら、保育所の充実であるとか育児休業制度の充実
などと並んで子育てに対する経済的な支援も現に
求められておるわけでございまして、総合的に
に、保育、雇用、教育、住宅、こういった分野に
有効な施策を推進することによってより有効的
になつていくのではないかと、私はこう考えてお
ります。

ますし、今回の児童手当の拡充はこのような総合的な少子化対策の一環として行うんだということをぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

○武山委員 経済的支援という立場からですと、例えば日本の小学校、中学校、義務教育の中で、アメリカなんかと比べますと非常にお金がかかるんですね。義務教育の中もお金がかかる。それは、ドリルだとか種々の教材費、そういうもので大変日本はお金がかかります。ちよぼちよぼちよぼちよぼ、何しろ父兄が支払うお金というのは、年間トータルすると結構なものになるわけなんです。

ところが、アメリカの教育、地方分権されておりますので地域地域によって違いますけれども、幼稚園は小学校に併設されていますし、地方分権の中でほとんど高等学校まで義務教育のような状態でございます。それで、昼食以外はほとんどお金がかからないですね、ゼロに近いぐらいなんです。それが、日本の学校教育の中で、義務教育はもちろん、高等学校、大学と、大変教育費がかかる。経済的支援という立場から見ますと、そういう学校教育に対する経済的支援が、先進諸国と比べますと大変少ないと思います。それから、奨学金の充実だとか、そういう部分でも大変欠けていると私は思っている一人です。

そういう意味で、ゼロよりは出した方がいいとは思いますが、このたびゼロ歳から六歳まで出すことになりましたけれども、平成十三年度にはきちつと抜本的に、先送りしないで、人頼みではなく、審議会頼みではなく、政治家が決断する、そういう方向でリーダーシップを、国会議員一人一人がしていかなきゃいけないと思っております。どうぞ、お互いに頑張っていきたいと思えます。

以上です。どうもありがとうございました。

○安倍(晋)委員長代理 次回は、来る十八日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

平成十二年四月二十五日印刷

平成十二年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K